

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 8月15日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)において、伝熱管に漏えい(熱交換器内淡水が海水側に漏えい)が認められたため、当該伝熱管を点検・修理。	GⅢ	
2	3号機	所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)3C(5B)しゃ断器投入表示ランプにおいて、赤ランプソケットに破損が認められたため、当該ソケットを交換。なお、しゃ断器自体の動作は異常無し。	GⅢ	
3	3号機	所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)3A-2(5B)しゃ断器インターロックレバーにおいて、しゃ断器挿入時に当該レバーの動作が緩慢であることが認められたため、当該レバーを点検。なお、しゃ断器自体の動作は異常無し。	対象外	
4	1・2号廃棄物処理設備	換気空調系廃棄物処理建屋送風機空気フィルター・給気加熱器室の架台コンクリート部において、ひび割れ及びひび割れ部からの浸透水(汚染なし)が認められたため、当該箇所を補修。	GⅢ	